

鳥取県公報

目 次

◇選管告示 鳥取県議会議員の一般選挙におけるポスター掲示の開始の日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

平成七年四月九日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成七年三月三十日と定めたので、同法第一百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

平成七年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日には、その翌日)